



2012年 2月発行 第44号

つちや通信

土屋税理士事務所
アイフィールド有限公司
福山市西深津町5-6-2
TEL: 084 - 923 - 6948
<http://ai-field.co.jp>

今年は寒い日が多い年で、「寒冬」になる見込みだそうです。地球温暖化が進んでるはずなのに…と思ってしまう。厳しい寒さは続きますので、皆様、風邪などひかれぬようお身体ご自愛くださいませ。



土屋税理士事務所、アイフィールド(有)のホームページをリニューアルしました！
税務に関するお役立ち情報や、旬な情報を随時更新していく予定です。
ぜひ一度ご覧下さい♪
HPアドレス →→→ <http://ai-field.co.jp>

平成23年確定申告版

今年も確定申告の時期がやってまいりました♪
税務署から確定申告の用紙が送られてきたら、そろそろ確定申告の準備をしなければ…と思われる方もいらっしゃると思いますが、当事務所では税理士代理送信の“電子申告”を利用しておりますので、当事務所で確定申告をしているお客様には、**税務署から確定申告の案内用紙は届きません。**
申告用紙以外の書類を早めに準備していただきます様、よろしくお願いいたします。
当事務所といたしましても、スムーズな申告業務をするために準備を整えてお待ちしております♪

平成24年2月16日(木)～3月15日(木)は、平成23年分所得税の確定申告期間です。

◆確定申告が必要な人

次のような方は、所得税の確定申告が必要になります。

- ① 個人事業者
- ② 不動産賃貸収入がある人 (不動産オーナー)
- ③ 給与の年間収入金額が2,000万円を超えている人
- ④ 2社以上から給与の支払を受けている人
- ⑤ 年金をもらっている人 **注**
- ⑥ 生命保険など死亡保険金や満期保険金をもらった人
- ⑦ 医療費や寄附金の控除を受ける人
- ⑧ 不動産や株式、ゴルフ会員権などを譲渡した人
- ⑨ 会社から貸付金の利息収入を得ている人
- ⑩ 平成23年中に住宅を取得した人 **など**

書類の準備は
お早めに！



《注》 平成23年度より、公的年金の収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の方は、確定申告をしなくてもよいことになりました。
ただし、次に該当する場合は住民税の申告が必要です。
① 収入が公的年金だけの人で「公的年金等の源泉徴収票」に記載されてる控除 (社会保険料控除や配偶者控除など) 以外の控除の適用を受ける場合
② 公的年金以外の所得がある場合

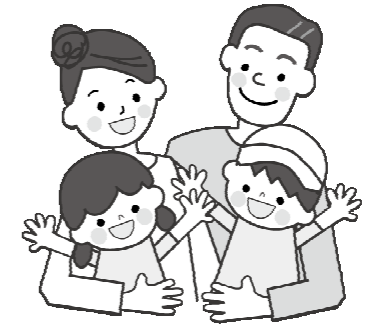
23年分確定申告での注意点！

【扶養控除の改正】

平成23年分の所得税から、16歳未満の子供に対する扶養控除が廃止されています。扶養親族の年齢に注意してください。

区分	控除額	
15歳以下	—	
16歳以上19歳未満	38万円	
19歳以上23歳未満	63万円	
23歳以上70歳未満	38万円	
70歳以上	同居老親等以外	48万円
	同居老親等	58万円

※平成23年12月31日時点の年齢で判断します



【寄附金控除(義援金)】

個人の方が国や地方団体、公益法人等に寄附した場合や東日本大震災に関連して行った一定の義援金等は、寄附金控除の対象となります。
寄附金控除の額は、次の算式によって計算します。 ※支出した寄附金は税額控除の選択もあります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{所得金額の40\%が限度} \\ \text{震災関連寄附金以外の} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{震災関連寄附金} \\ \text{の額の合計額} \end{array} \right) - 2,000円 = \text{寄附金控除額}$$

所得金額の80%が限度

《次の書類が寄附したことを証明する書類に該当します》

1. 県災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
2. 日本赤十字社等が発行する受領証又は募金団体の預り証
3. 郵便振替で支払った場合の半券
4. 銀行振り込みで支払った場合の振込票の控え **など**

3と4については、その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限る

【医療費控除】

医療費控除の対象となるのは、医師、歯科医師に支払った医療費、治療に必要な医薬品の購入費、入院費用や通院のための交通費などです。
インフルエンザの予防接種などの病気予防や美容のための整形手術などは対象になりません。
高額療養費、入院給付金などで補てんされた金額は差し引きます。



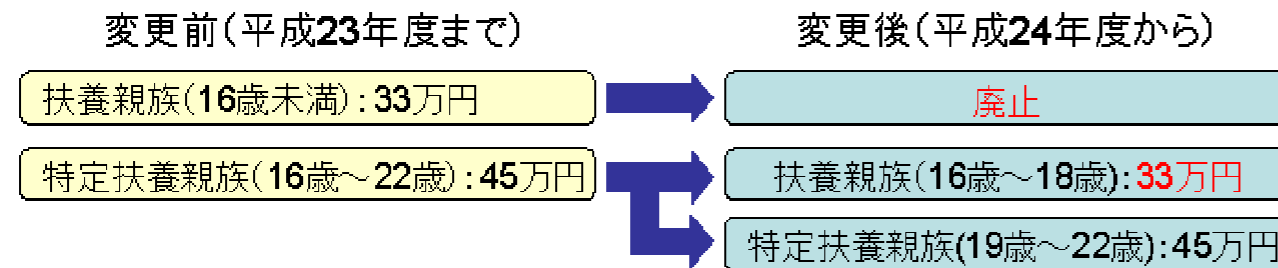
《メモ》 電子申告で確定申告を提出した場合、医療費や寄附金などの領収書の提出又は提示の必要はありませんが、確定申告期限から**5年間**の保存が必要です。

平成24年度から住民税の扶養控除の額が変わります。

平成24年度から適用される住民税の税制改正について

【変更内容】

- 1、これまで33万円の扶養控除が行われていた16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されます。
- 2、これまで45万円の扶養控除が行われていた16歳から22歳の扶養親族については、16歳から19歳未満の者に対する扶養控除上乗せ部分(12万円)を廃止し、扶養控除の額が33万円とされます。



【住民税額への影響(増税額)】

個人の方が納めている個人住民税(個人県民税と個人市町村民税)については、一律に課せられる「均等割」と前年の所得に応じて課される「所得割」の合計額を納めています。今回の変更では、このうち「所得割」の額を算出するうえで使用する扶養控除の額に影響があります。

所得割は、県民税4%、市民税6%の一律10%ですので、控除額の改正差額に10%をかけます。

【例】

・年少扶養控除廃止による増税額
(16歳未満)

$$\text{住民税} (330,000 \times 1名) \times 10\% = 33,000\text{円}$$

・特定扶養控除上乗せ部分廃止による増税額
(16歳~19歳未満)

$$\text{住民税} (120,000 \times 1名) \times 10\% = 12,000\text{円}$$

※1年間の増税額

特別徴収(給料から天引き)の場合、平成24年6月分給料から住民税額が増加します。

※確定申告時の注意

確定申告をされる方は、市・県民税の非課税限度額の算定に必要ですので、確定申告書用紙第2表「住民税に関する事項」欄の「16歳未満扶養親族」にご記入ください。

～ 最近の税務調査の傾向 ～

税務調査は、法人税や消費税、所得税、相続税など申告しなければならない税金について、申告した課税標準(所得・財産)や税額が正しいかどうかを確認するために最寄の税務署等によって実施されます。

Q よくチェックされる場所は？

税務調査において、一般的には以下のような事項がチェックされるようです。

- 1、売上の計上漏れはないか？(売上の計上時期は適正か)
- 2、在庫や仕掛りに計上漏れはないか？(期末の仕入で在庫となるものはないか)
- 3、交際費は適正に処理しているか？
※例えば、接待に伴って得意先の送迎に使ったタクシー代は、交通費ではなく交際費になります。
- 4、修繕費のうち固定資産に計上すべきものはないか？
- 5、社長などの個人費用を会社の費用に混入させていないか？

など

スクラップ収入の計上漏れにご注意を！

さらに最近では、鉄や銅、アルミニウムなどの金属くずを排出する金属加工業、車輛修理業、建設関連業種等のスクラップを売却したときの収入が適正に計上されているかが、念入りにチェックされています。

こういった取引は現金決済が多く、作成される書類も仕切り書1枚だけという場合もあってついつい…ということがあるようです。

もし計上漏れになれば、法人の場合、法人税だけではなく社長個人への役員賞与として所得税が課税されるばかりではなく、重加算税が課税されます。

税務当局は金属くず相場が上昇すれば、その売却収入の計上の適否について目を光らせます。すでにスクラップ業者への調査等から、買取先や取引金額の情報を得ている場合もあるかもしれません。

どんなに金額が少なくても適正に申告しておきたいものです！

大事！

次のような方を ご紹介下さい



このような悩みをお持ちの方

- ◆ 仕事が忙しくて、経理はいつも後回し
- ◆ パソコンを導入して、経理を効率化したい
- ◆ 手書きで伝票や帳簿をつけているので大変
- ◆ 利益を前もって知り、少しでも節税したい
- ◆ 売上、経費、借入金状況をすぐ知りたい
- ◆ 利益計画、予算管理など計画的な会社経営をしたい

